

経営者保証に関する取組方針

茨城みなみ農業協同組合は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、その趣旨や内容を踏まえた以下の取組方針を定め、今後お客さまと保証契約を締結する場合、また保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めてまいります。

1.経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で検討します。

2.経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、以下の点を踏まえ保証契約の必要性等を丁寧かつ具体的に説明いたします。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか。
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないか。
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得るか。
- ④法人から適時適切な財務情報等が提供されているか。
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供があるか。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定いたします。

3.既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、真摯かつ柔軟に対応することし経営者保証の必要性等を判断するとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的に説明いたします。

(2) 事業継承が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明いたします。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断いた

します。

4.経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証人の保証履行時の資産状況等を勘案し、必要に応じて支援専門家とも連携しつつ、履行請求の範囲を決定します。